

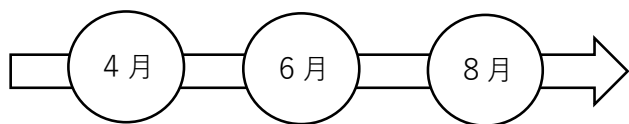
【介護保険料の平準化について】

今年度、介護保険料の改正により、前半の徴収(仮徴収)と後半の徴収(本徴収)にばらつきが出てまいります。そのため、年間を通じてできるだけ均等な額となるように、6月と8月の仮徴収額を変更します。

◆特別徴収とは

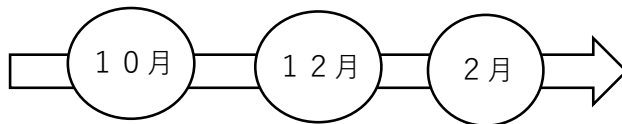
年金の受給額が年額18万円以上のかたを対象に、年金から介護保険料が差し引かれることです。

◆仮徴収、本徴収とは



仮徴収

前年の所得が確定するまで、原則、前年度の2月と同額を仮に納めていただきます。



本徴収

年間の保険料が決定し、仮徴収で納めていただいた額を差し引いた残りの額を3回で納めていただきます。

(平準化の参考例)

…令和5年度の所得段階が第4段階のかた

令和5年度 (旧第4段階)
年額 52,900 円

4月	6月	8月	10月	12月	2月
8,800円	8,800円	8,800円	8,900円	8,800円	8,800円

令和6年度 (新第4段階)

● 平準化しない場合
年額 55,000 円

4月	6月	8月	10月	12月	2月
8,800円	8,800円	8,800円	9,600円	9,500円	9,500円

変更

● 平準化した場合
年額 55,000 円

4月	6月	8月	10月	12月	2月
8,800円	9,200円	9,200円	9,400円	9,200円	9,200円

年額の約1/2 年額の約1/2

※前々年所得で1年間の保険料を計算し、仮徴収で半分が支払われるように6月と8月分の保険料を算出
 $55,000円 \div 6 \doteq 9,166円 \rightarrow$ 端数66円は切り捨て
 $9,100円 \times 3 = 27,300円 \rightarrow$ 仮徴収で納める額
 $(27,300円 - 8,800円) \div 2 = 9,250円 \doteq 9,200円$

$\uparrow$
4月分
 $\uparrow$
6、8月分

※ 前年所得で年間の保険料が決定し、仮徴収で納めた額を差し引いた残りの額を3回で納める
 $55,000円 - 27,200円 = 27,800円$
 ↑
 仮徴収額
 $27,800円 \div 3 \approx 9,266円$
 → 100円未満の端数は、10月にまとめます。